第四十二条の二の次に次の一条を加える。

第四十二条の三　法第七十条の二十において読み替えて準用する法第六条の八第三項の規定による当該職員の身分を示す証明書は、別記様式第五による。

第四十三条の四第一項中「第七十一条の五第一項」を「第七十五条第一項」に改め、同項第四号中「第七十一条の四第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条第二項中「第七十一条の五第二項」を「第七十五条第二項」に改める。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　地域医療連携推進法人

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二　法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

一　医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人

二　医療連携推進区域において、法第七十条第一項第二号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人

三　法第七十条第一項各号に規定する法人であつて、参加法人になることを希望しないもの

四　医療連携推進区域において、大学その他の医療従事者の養成に関係する機関を開設する者

五　医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他当該一般社団法人が実施する法第七十条第一項に規定する医療連携推進業務（以下単に「医療連携推進業務」という。）に関する業務を行う者

（資金を調達するための支援）

第三十九条の三　法第七十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める支援は、次に掲げるものとする。

一　資金の貸付け

二　債務の保証

三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条の規定による基金を引き受ける者の募集

2　地域医療連携推進法人は、前項第一号又は第二号に規定する支援を行う場合は、当該地域医療連携推進法人の理事会の決議を経るとともに、あらかじめ、当該地域医療連携推進法人に置かれている地域医療連携推進評議会の意見を聴かなければならない。

（医療連携推進認定の申請に係る様式）

第三十九条の四　法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定（以下単に「医療連携推進認定」という。）の申請は、別記様式第一の五により行うものとする。

（医療連携推進認定の申請に係る添付書類）

第三十九条の五　令第五条の十五に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　当該一般社団法人の登記事項証明書

二　当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

三　法第七十条の三第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

四　当該一般社団法人の理事及び監事が法第七十条の四第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類

五　法第七十条の四第二号及び第三号のいずれにも該当しないことを証する書類

六　前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が医療連携推進認定に必要と認める書類

（法人が事業活動を支配する法人等）

第三十九条の六　令第五条の十五の二第六号に規定する法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、同条第二号に掲げる者であつて法人であるものが他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項において「子法人」という。）とする。

2　令第五条の十五の二第六号に規定する法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3　前二項に規定する財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合とは、一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。

（参加法人の構成）

第三十九条の七　法第七十条の三第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであること。

二　病院等を開設する参加法人の有する議決権の合計が、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人の有する議決権の合計を超えるものであること。

（社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者）

第三十九条の八　法第七十条の三第一項第十二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該一般社団法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

二　当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族

三　当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

四　当該一般社団法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

五　前各号に掲げる者に類するもの

（地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者）

第三十九条の九　法第七十条の三第一項第十三号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

三　前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

（医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事）

第三十九条の十　法第七十条の三第一項第十三号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。

（地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項）

第三十九条の十一　法第七十条の三第一項第十七号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。

（残余財産の帰属すべき者となることができる者等）

第三十九条の十二　法第七十条の三第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める者は、第三十一条の二各号に掲げる者とする。

（公示の方法）

第三十九条の十三　法第七十条の六及び第七十条の二十一第四項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。